

2021年7月30日

欧州財務報告諮問グループ 御中

ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2020年7月に公表された、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」（以下「本 DP」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 暗号資産（負債）の会計処理に関する基準開発は、国際会計基準審議会（IASB）だけでなく、世界的な課題であると理解している。本 DP の公表は、こうした世界的な課題に対応するものであり、我々は、EFRAG の取組みに敬意を表する。また、我々は、本 DP に対するコメントの提出を通じて、グローバルな会計基準の改善の取組みに貢献したいと考えている。
3. 我々は、デジタル世界の到来を迎えている現在、無形資産全般についてのあるべき会計処理を考察するなかで、暗号資産に係る会計処理を検討する必要があると考えている。よって、無形資産に係る IFRS 基準の問題点を指摘したうえで、暗号資産に関する基準開発について述べる。

（無形資産に係る IFRS 基準の問題点）

4. 我々は、既存の無形資産に係る IFRS 基準である IAS 第 38 号「無形資産」は、売買目的で保有する無形資産を想定しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する処理を認めていない点に問題があると考えている。売買目的で保有する資産は、通常、純損益を通じて公正価値で測定することが目的適合性を有しており、それは資産が有形であっても無形であっても同様である。

我々は、この点について、既存の IFRS 基準における重要な空白であると考えていることから、IAS 第 38 号において、売買目的で保有する無形資産全般について、純損益を通じて公正価値で測定することを定めるべきであると考えている。ここで、「売買目的で保有する」とは、具体的には、売買に事業上の制約がなく、値上がりを期待して保有するものをいう。

5. また、既存の IFRS 基準は、対象項目が有形であるか無形であるかに着目してその会計処理を定めているため、有形の項目を対象とした事象と同様の実態を有する事象であっても、対象とする項目が無形であるがために異なる会計処理がなされることとなり、問題があると考ええる。

(暗号資産に関する IFRS 基準の開発)

6. 我々は、暗号資産の取引のうち、その実態に関して作成者、利用者及び監査人等の関係者（以下「関係者」という。）の共通理解が得られているものについて、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考ええる。
7. ビットコインに代表されるような発行者に対する請求権のない一部の暗号資産の保有に係る取引は、従来存在していなかった新たな種類の取引かもしれないが、活発な市場における売買や投資として広く認識されていると考えられる。我々は、本コメント・レター第4項に記載したように、売買目的で保有する無形資産の会計処理を IAS 第38号において定めるべきであると考えており、そうすることで、このような暗号資産の保有の実態が適切に反映されることとなる。
8. また、既存の IFRS 基準の対象である取引のうち、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態は変化していないが、取引の形式が変化したために（すなわちデジタル化されたために）、適用する IFRS 基準が変わり得ることについて関係者の共通理解が得られているものがある。このような取引については、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考ええる。

例として、既存の有価証券が有する特性と同様の特性を有する STO や、現金の特性を有すると考えられる CBDC が挙げられる。このような暗号資産に関しては、既存の IFRS 基準を適用することを当該既存の IFRS 基準に明記することが考えられる。

9. 一方、取引の実態に関して関係者の共通理解が得られていないものについては、基準開発に着手するのは時期尚早であると考ええる。

例として、ICO トークンの発行が挙げられる。関連する権利及び義務を含めた実態の理解のためには法的な整備状況及び契約上の取決めの内容が重要であるが、ICO については、現在、法的な整備状況は各法域によって異なっていると理解しているためである。したがって、ICO については、リサーチプロジェクトとして着手し、実務の進展を見守ることとし、将来、ICO の実態について関係者の共通理解が進み、実務に多様性が見られた場合において、基準開発に着手することを検討すべきであると考ええる。

個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。我々は、EFRAGの本DPに対する我々のコメントが、結果としてグローバルな会計基準の改善に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

本 DP の個別質問に対するコメント

質問 2 : 進むべき道

質問 2.1 第 3 章及び第 4 章で詳述しているように、本 DP は、暗号通貨に関する IFRS IC アジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があり、扱われていない保有者及び発行者の会計上のトピックを含める必要があると提案している。

暗号通貨に関する IFRS IC アジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があることに同意するか。説明されたい。

質問 2.2 第 6 章及びエグゼクティブ・サマリーのセクションの ES35 項から ES46 項は、IFRS 要求事項を扱うための進むべき道についての 3 つの考えられるアプローチを分析している。第 6 章 : 6.26 項、表 6.1 は、それぞれの選択肢についての賛否両論を示している。その 3 つの選択肢は次のとおりである。

- 選択肢 1 : 既存の IFRS 要求事項を修正しない
- 選択肢 2 : 既存の IFRS 要求事項を修正あるいは明確化
- 選択肢 3 : 暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準

この 3 つの選択肢のうちどれが IFRS 要求事項を扱うための最も適切な解決策と考えるか。あるいは、暗号資産に関する IFRS 要求事項の明確化及び開発に向けて他の考えられるアプローチがあると考えられる場合には、詳述されたい。

新基準を開発するとした場合、範囲はどのようにすべきか。

1. 我々は、暗号通貨に関する IFRS IC アジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があることに同意する。我々の見解は以下のとおりである。
2. 我々は、デジタル世界の到来を迎えている現在、無形資産全般についてのあるべき会計処理を考察するなかで、暗号資産に係る会計処理を検討する必要があると考えている。よって、無形資産に係る IFRS 基準の問題点を指摘したうえで、暗号資産に関する基準開発について述べる。

（無形資産に係る IFRS 基準の問題点）

3. 我々は、既存の無形資産に係る IFRS 基準である IAS 第 38 号「無形資産」は、売買目的で保有する無形資産を想定しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する処理を認めていない点に問題があると考えている。売買目的で保有する資産は、通常、純損益を通じて公正価値で測定することが目的適合性を有しており、それは資産が有形であっても無形であっても同様である。

我々は、この点について、既存の IFRS 基準における重要な空白であると考えていることから、IAS 第 38 号において、売買目的で保有する無形資産全般¹について、純損益を通じて公正価値で測定することを定めるべきであると考えている。ここで、「売買目的で保有する」とは、具体的には、売買に事業上の制約がなく、値上りを期待して保有するものをいう。

4. また、既存の IFRS 基準は、対象項目が有形であるか無形であるかに着目してその会計処理を定めているため、有形の項目を対象とした事象と同様の実態を有する事象であっても、対象とする項目が無形であるがために異なる会計処理がなされることとなり、問題があると考えている。

(暗号資産に関する IFRS 基準の開発)

5. 我々は、暗号資産の取引のうち、その実態に関して作成者、利用者及び監査人等の関係者（以下「関係者」という。）の共通理解が得られているものについて、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。
6. ビットコインに代表されるような発行者に対する請求権のない一部の暗号資産の保有に係る取引は、従来存在していなかった新たな種類の取引かもしれないが、活発な市場における売買や投資として広く認識されていると考えられる。我々は、本別紙第 3 項に記載したように、売買目的で保有する無形資産の会計処理を IAS 第 38 号において定めるべきであると考えており、そうすることで、このような暗号資産の保有の実態が適切に反映されることとなる。
7. 仮に、売買目的で保有する発行者に対する請求権のない暗号資産についてのみ、純損益を通じて公正価値で測定することを定めることとする場合、対象となる暗号資産の範囲を具体的に定める必要があるが、その際、技術中立的な表現を用いることが望ましいと考える。本 DP が定める暗号資産の定義においては、分散型台帳技術という特定の技術の採用が要件の 1 つとして直接的に言及されているが、所有の対

¹ 例として、排出権の売買が挙げられる。

象となり得る電子情報が有する排他性という特性は他の技術によっても創出することができる可能性があるためである。

8. また、既存の IFRS 基準の対象である取引のうち、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態は変化していないが、取引の形式が変化したために（すなわちデジタル化されたために）、適用する IFRS 基準が変わり得ることについて関係者の共通理解が得られているものがある。このような取引については、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考ええる。

例として、既存の有価証券が有する特性と同様の特性を有する STO や、現金の特性を有すると考えられる CBDC が挙げられる。

9. 我々が問題を認識しているより具体的な領域及びそれらに対する基準開発のアプローチについては、個々の質問に対する回答において示している。

質問 3：保有者の会計処理

質問 3.1 本 DP（第 3 章：3.37 項から 3.41 項）は、暗号資産の保有者に適用される IFRS 基準書（IAS 第 2 号及び IAS 第 38 号）は、暗号資産が非金融資産投資として保有されている状況を明示的に扱っていないことを識別した。さらに、第 3 章：3.42 項から 3.48 項に示すように、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号における測定の要求事項が、トレーディング又は投資資産の属性を有する暗号資産の経済的特性を反映するための FVPL 又は FVOCI を認めない可能性のある状況がある。例えば、IAS 第 38 号では、FVOCI は活発な市場がある場合にのみ認められる。

基準設定活動が、非金融資産投資への対処に向けて IAS 第 2 号及び IAS 第 38 号の制限（すなわち、IAS 第 38 号は暗号通貨がトレーディング又は投資資産として保有されている場合に FVPL を認めておらず、IAS 第 38 号は市場が活発でない場合に公正価値測定を認めていない）に対処する必要があることに同意するか。説明されたい。

質問 3.2 本 DP（第 3 章：3.49 項から 3.56 項）は、一部の暗号資産の金融資産への分類の適格性を明確化する必要性を識別した。持分証券又は負債証券と類似した特性又は同等の機能（例えば、利益に対する権利、パートナーシップ契約における利害関係、議決権、企業からのキャッシュ・フローに対する権利）を有しているが、IAS 第 32 号における金融資産の現在の定義を満たさない暗号資産について、IAS 第 32 号を改訂する必要があるかもしれない。あるいは、暗号資産を独特の資産として分類し、

適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認める必要があるかもしれない。

暗号資産の保有者の IFRS 第 9 号の適用への適格性を明確化する必要があることに同意するか。説明されたい。

IAS 第 32 号の金融商品（保有者にとっての金融資産及び発行者にとっての金融負債）の定義の中で、持分証券又は負債証券と機能が同等である暗号資産（トークン）を含めるように IAS 第 32 号を改訂する必要があるかどうか、あるいは暗号資産を独特の資産として分類して、適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認めるべきかどうかについて、意見はあるか。説明されたい。

質問 3.3 本 DP（第 3 章：3.57 項から 3.63 項）は、現金又は現金同等物の定義を、法定通貨に 1 対 1 でペッグされているステーブルコインの一部、法域内の定義で e マネーに該当する暗号通貨及び CBDCs を含めるように改訂する必要があるかもしれないことを識別した。また、財及びサービスと交換で受け取った暗号資産も外貨と同様のものとして扱うことが考えられる。

現金又は現金同等物の定義を改訂する必要があるかどうかについて意見はあるか。説明されたい。

質問 3.4 本 DP（第 3 章：3.79 項から 3.93 項）は、他者の代理での保有者（例えば、保管サービス）について、経済的支配の指標の解釈を含む IFRS 要求事項の明確化が必要であると提案している。

ユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの保有者による会計処理、並びにバーター取引及びプルーフオブワーク・マイニング活動から生じる保有についても明確化が必要である（第 3 章：3.64 項から 3.76 項）。ハイブリッド型トークンについては、支配的な構成要素を考慮すべきか、それとも分離の原則を適用して分類及び測定を決定すべきか、また、その場合にどのように決定すべきかという疑問がある。ユーティリティトークンについては、典型的でない取引可能な権利（例えば、ネットワークの機能性を更新する権利や、資源及び労力をシステムに拠出する権利）の適切な認識及び測定についての疑問や、前払資産についての IFRS ガイダンスの欠如の問題もある。

上述の領域は本 DP で識別したような IFRS 要求事項の明確化が必要であることに同

意するか。説明されたい。

質問 3.1

10. 同意する。我々の見解は質問 2 に示している。

質問 3.2

11. 我々は、暗号資産の保有者の IFRS 第 9 号「金融商品」の適用への適格性を明確化する必要があることに同意する。我々の見解は以下のとおりである。

12. 質問 2 に示したとおり、我々は、既存の IFRS 基準の対象である取引で、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態に変化が生じていないことについて関係者の共通理解が得られているものについては、当該実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。

その例として、我が国にみられるような、既存の有価証券が有する特性と同様の特性を有する STO が挙げられる。また、本 DP で言及されているような、権利及び義務がプライベート・パーチェス・メモランダム (PPM) 又は伝統的な資本市場証券と同様の方法での目論見書を通じて広範囲な文書化が要求されている STO についても、既存の持分証券又は負債証券が有する特性と同様の特性を有しており、既存の持分証券又は負債証券と実態が同様である場合には、同様の会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。

したがって、これらの暗号資産が IAS 第 32 号「金融商品：表示」における金融資産の定義を満たさないことを理由として既存の持分証券又は負債証券と同様に取り扱われない事態を招くような場合は、適用することが適切であると考えられる既存の IFRS 基準 (IFRS 第 9 号) を適用することを当該既存の基準に明記する修正を行うことが考えられる。

13. なお、基準開発にあたり、一部の暗号資産を包含するような金融商品 (保有者にとっての金融資産及び発行者にとっての金融負債) の新たな定義を開発する方法も考えられるが、我々はそのような方法は支持しない。なぜなら、金融商品の定義は IFRS 基準の基礎となる重要な定義の 1 つであり、想定していなかった項目が金融商品に新たに該当する等の派生的な大きな影響を生じさせる可能性が懸念されるためである。

質問 3.3

14. IFRS IC アジェンダ決定では、暗号資産は（アジェンダ決定の公表時点では）現金の特徴を有していないと結論づけていたものの、その後、現金の特性を有すると考えられる CBDC が登場していることから、我々は、少なくとも、アジェンダ決定における現金との関係に関する記述を見直す余地があると考えている。
15. 質問 2 に示したとおり、我々は、以下について、実態を適切に反映する会計処理がなされるように対処すべきであると考えている。
- (1) 従来存在していなかった新たな種類の取引でその実態に関して関係者の共通理解が得られているもの
 - (2) 既存の IFRS 基準の対象である取引がデジタル化されただけで、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態に変化が生じていないことについて関係者の共通理解が得られているもの
16. 本質問において言及されている、CBDC や法定通貨に 1 対 1 でペッグされているステーブルコインの多くは、未だ開発途中の段階にある。聞かれている現状の構想を前提とすれば、CBDC は前項(2)に該当すると考えられ、また法定通貨に 1 対 1 でペッグされているステーブルコインは前項(1)に該当する可能性があると考えられる。
- したがって、これらの項目が既存の IFRS 基準における現金又は現金同等物に関する定義を満たさないことを理由として現金又は現金同等物と同様に取り扱われない事態を招くような場合は、現金又は現金同等物の定義を見直す必要があると考える。

質問 3.4

17. 我々の見解は以下のとおりである。

（仲介保有者における預かり暗号資産の資産計上）

18. 我々は、仲介保有者における預かり暗号資産の資産計上の要否を判断するために IFRS の要求事項を明確化する必要があるとする意見に同意する。
19. 我が国を含め多くの法域では、預託者保護の観点から仲介保有者に対する一定の規制が定められていると理解しており、また、預託者と仲介保有者との間で契約上の取決めが通常存在すると考えられることから、我々は、暗号資産の仲介保有に係る権利及び義務については関係者の共通理解が一定程度得られていると考えている。また、仲介保有者が預かった暗号資産を資産計上するか否かは、仲介保有者の財務

諸表に重大な影響を及ぼす可能性があるため、会計上の重要な論点であると考えられる。

20. この論点に関して以下の見解が存在している。

(1) 資産計上が適切であるとする見解

対象とする暗号資産が現金と同様に個別性がない場合で、預かった暗号資産の処分に必要な暗号鍵等を仲介保有者が保管する場合には、仲介保有者は、預託者から預かった暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にある。

加えて、仮に仲介保有者が破産手続の開始決定を受けたときには、仲介保有者の破産財団に組み込まれた預託者の暗号資産について預託者の所有権に基づく取戻権が認められない場合には、自己が保有する暗号資産との同質性が認められる。

これらの状況を総合的に勘案すると、仲介保有者は預かった暗号資産を資産計上することが適切であるとの見解があり、我が国の会計基準においては当該見解にもとづいた処理を定めている。

(2) 資産計上すべきではないとする見解

上記(1)の状況であっても、法的には預託した暗号資産を処分することを預託者が指図することができ、預託者が当該暗号資産に係る経済的支配を有するのであれば、当該暗号資産は預託者に帰属していると考えられるため、仲介保有者は当該暗号資産を資産計上すべきではないとする見解がある。

21. 一部の法域における大手金融機関は暗号資産カストディアン業務等を含む暗号資産関連ビジネスを新たに取り組むとの報道がなされており、今後、暗号資産の仲介保有者が更に増加することが見込まれることも踏まえ、仲介保有者における預かり暗号資産を資産計上すべきかを判断する際に重視すべき指標を示す等、仲介保有者が預かった暗号資産の会計処理の明確化について検討する必要があると考える。

(ユーティリティトークン)

22. ユーティリティトークンの保有については、基準開発に着手するのは時期尚早であるとする。我々の見解は以下のとおりである。

23. 我々は、対象とする取引の実態について関係者の共通理解が得られていないものに

については、基準開発に着手するのは時期尚早であると考え。

24. 本 DP で指摘されているように、多くの法域では、ユーティリティトークンの発行については、規制がないか又は規制が明確ではないことに起因し関連する契約条件が明らかではないケースが多く見受けられており、現時点では、発行者が負担している義務の有無（法的観点からの強制力の程度を含む）、種類及び内容等について正確に識別することが困難な状況にあると考えられることに対応して、保有者が有している権利についてもその内容等を正確に識別することが困難な状況にあると考えられる。

また、本 DP では国際的なユーティリティトークンを含む ICO の取引が著しく減少している傾向にあることが紹介されているが、我が国では、上場企業によるユーティリティトークンを含む ICO の取引はこれまで極めて少数の事例しか確認されておらず、最近では発行事例がない状況が続いており、現状では、発行が急激に増加することは見込まれていない。現在観察できる取引事例が限定的である中、そのような少数の取引事例だけでは、特に個別性が強いユーティリティトークンの発行取引については、必ずしもその実態が定まっているとはいえないと考えられる。

25. したがって、ユーティリティトークンを含む ICO における保有者の処理については、発行者における処理とあわせ、リサーチプロジェクトとして着手し、実務の進展を見守ることとし、将来、ICO に関する実態について関係者の共通理解が進み、実務に多様性が見られた場合において、基準開発に着手することを検討すべきであると考え。

質問 4：発行者の会計処理

質問 4.1 本 DP（第 4 章：4.23 項から 4.29 項）は、IASB による明確化がない中で、このリサーチの予備的な結論は、ICO 発行者（及び類似した売出しにおける発行者）は、次の IFRS 基準書の 1 つ又は組合せを適用できるというものである。IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」である。

既存の IFRS 基準書は ICOs、IEOs 及び STOs の発行者が暗号負債を会計処理するための適切な基礎を提供していると考えるか。説明されたい。

質問 4.2 本 DP (第 4 章 : 4.28 項) は、ICOs (又は IEOs 及び STOs などの他の売出し) を通じて暗号資産を発行する企業についての IFRS 第 15 号の適用に関して懸念が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している。

発行企業が暗号資産の発行が IFRS 第 15 号の範囲に含まれると証明する場合、企業が IFRS 第 15 号の諸原則を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とすると考えるか。説明されたい。

質問 4.3 本 DP (第 4 章 : 4.25 項及び 4.29 項) は、ICOs (又は IEOs 及び STOs などの他の売出し) を通じて暗号資産を発行する企業についての IAS 第 37 号の適用に関して懸念が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している。

発行企業が暗号資産の発行が IAS 第 32 号 / IFRS 第 9 号における金融負債又は IAS 第 37 号における引当金に該当すると証明する場合、企業がこれらの基準を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とすると考えるか。説明されたい。

質問 4.1

(ICO における発行者の会計処理)

26. 我々は、ICO については、以下のような状況であると認識しており、その実態について関係者の共通理解が得られていないと理解している。このため、ICO における発行者 (及び保有者) の処理については、リサーチプロジェクトとして着手し、実務の進展を見守ることとし、将来、ICO に関する実態について関係者の共通理解が進み、実務に多様性が見られた場合において、基準開発に着手することを検討すべきであると考える。

- (1) 会計処理を検討するうえで重要な基礎となる権利及び義務は、通常、法律及び契約により生じるものであるため、対象とする取引又は事象の実態の理解のためには法的な整備状況や契約上の取決めの内容が重要であると考えている。しかしながら、本 DP で指摘されているように、多くの法域では、ICO については、規制がないか又は規制が明確ではないことに起因し関連する契約条件が明らかではないケースが多く見受けられており、現時点では、発行者が負担する義務の有無 (法的観点からの強制力の程度を含む)、種類及び内容等について正確に識別することが困難な状況にあると考えられる。

(2) 本 DP では国際的な ICO の取引が著しく減少している傾向にあることが紹介されているが、我が国では、上場企業による ICO の取引はこれまで極めて少数の事例しか確認されておらず、最近では発行事例がない状況が続いており、現状では、発行が急激に増加することは見込まれていない。現在観察できる取引事例が限定的である中、そのような少数の取引事例だけでは、特に個別性が強い ICO の取引については、必ずしもその実態が定まっているとはいえないと考えられる。

(STO における発行者の会計処理)

27. 質問 3.2 に示したとおり、一部の STO については、関連する権利及び義務や投資の性質等を含めた実態に変化が生じていないことについて関係者の共通理解が得られているものもあると考えている。そのような暗号資産については、保有者のみならず、発行者においても、既存の IFRS 基準を適用することを当該既存の基準に明記する修正を行うことが考えられる。

質問 4.2

28. 仮に ICO における発行者の処理に関する検討を進める場合、IFRS 第 15 号の適用に関連した潜在的な論点として、次の事項があると考えられる。

IFRS 第 15 号が採用している履行義務アプローチにおいては、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することとされている。その際、移転する財又はサービスの価値と受領する対価の価値をそれぞれ独立して評価した場合にそれらが経済的に等価であることは基準上要求されていないため、等価交換が成立していることを前提として会計処理が定められているわけではないという見解も存在すると考えられるものの、第三者間取引として成立した取引は等価交換であることが一般的に想定されているため、等価交換が成立していることを前提として会計処理が定められていると我々は理解している。

しかしながら、ICO トークンの発行取引については、発行者が何ら義務を負担しないケースと同様に、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの経済的価値が調達した資金の額（受領した対価の額）に比して著しく僅少であるケースの存在も聞かれている。現時点においては、ICO トークンの発行に係る取引慣行が定まっていないと考えられるため、そのようなケースが例外的であるのか否かは明らかではないが、仮に

例外的ではないと仮定した場合、ICO トークンの発行取引に特有の論点として検討する必要が生じる可能性があると考えられる。

具体的には、ICO トークンの発行の対価として受領した額が移転する財又はサービスの価値に比して著しく高い場合であっても、受領した資金の全額が負債として計上され利益を一切認識しないこととなるが、そのような会計処理は、経済的に等価ではない状況を適切に反映していない可能性があることが懸念される。

質問 4.3

29. 質問 4.1 において言及した一部の STO について、質問 3.2 において示した保有者の処理に関するコメントと同様に、発行者の処理についても、適用することが適切であると考えられる関連する既存の IFRS 基準を適用することを当該既存の IFRS 基準に明記する修正を行うことが考えられる。なお、質問 3.2 に示したとおり、我々は、一部の暗号資産を包含するような金融商品の新たな定義を開発する方法は支持しない。

質問 5 : 評価

質問 5.1 本 DP (第 5 章 : 5.44 項及び 5.45 項) は、IFRS 第 13 号に基づく公正価値測定を検討する際に、暗号資産についての活発な市場の決定が必ずしも単純明快ではないという考えを示している。

IFRS 第 13 号のガイダンスは、これらが公正価値で測定される場合に、暗号資産 (及び、該当する場合には、関連する暗号負債) についての活発な市場を決定するための十分な基礎を提供していると考えるか。

質問 5.2 本 DP (第 5 章 : 5.42 項) は、暗号資産に合わせた評価方法論が登場しており、それらは IFRS 第 13 号における公正価値測定のガイダンスと異なる可能性があるという考えを示している。

IFRS 第 13 号に基づく活発な市場がない場合、IFRS 第 13 号は暗号資産 (及び、該当する場合には、関連する暗号負債) を IFRS で測定する適切な評価技法を決定するための十分な基礎を提供しているか。そうでない場合、どのような代替的な測定基礎を提案するか。

質問 5.1

30. 既存の IFRS 基準が定める活発な市場に関するガイダンスを適用する場合、暗号資産については、金融商品取引所等の少数の伝統的な取引所で取り扱われている伝統的な商品とは異なり、同一の暗号資産が相当数の取引所で取り扱われているケースがある等の事情が存在するため、ケースによっては、自己がアクセスできる取引所等における取引量を網羅的に把握したうえで最も活発に行われている取引所を決定することが実務上煩雑である場合があるとの意見が聞かれている。

質問 5.2

31. 活発な市場が存在しない場合において公正価値での測定を実施することによる情報の有用性について、慎重に検討する必要があると考える。

なぜなら、発行者に対する請求権がない暗号通貨等の一部の暗号資産の公正価値を測定する場合、当該暗号資産自体にはキャッシュ・フローの裏付けがないため、売買・換金を通じて獲得する資金に基づいた価値（交換価値）を見積ることが必要となるが、活発な市場が存在しない場合は、交換価値を見積るための基礎となる取引事例が稀であるか又は必要とされる取引情報を入手することが困難であることが想定され、客観的な価額としての公正価値を把握することが困難である可能性があるためである。

我が国の会計基準においては、活発な市場が存在しない場合は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定され、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられるため、取得原価を貸借対照表価額とすることとしている。

ただし、活発な市場が存在しない場合であっても、売買・換金によって資金の回収を図ることが想定されるため、評価時点における資金回収額を示す正味売却価額がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であるとして、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げることとしている。また、当該処分見込価額は、ゼロの測定値を含むと明記することにより、処分見込価額を見積る際の実務上の困難さに配慮している。

以 上